

第 1 回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和 8 年 7 月 28 日（火） 10 時 00 分～10 時 20 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、堀井委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 ただ今から、第 1 回兵庫県最低賃金専門部会を、開会させていただきます。 本日は小菅委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日は、第 1 回目の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。 傍聴者の方々におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。 それでは、議題 1 「部会長及び部会長代理の選出について」に入らせていただきます。 お手元にお配りしております専門部会の資料の中の資料 1 として 1 ページ目を御覧ください。こちらが当専門部会の委員名簿になります。 この専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項の規定により、公益代表委員のうちから選挙で選出していただくこととなります。 兵庫地方最低賃金審議会の慣行によりますと、専門部会も含めて、まず、公益代表委員のみなさまの御相談等により部会長及び部会長代理の候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいていますが、それで、よろしいでしょうか。	

○各委員

異議なし。

○下風賃金指導官

それでは、公益委員の方から御推薦をお願いいたします。

○三上委員

前もって公益委員で相談しておりまして、部会長に千田委員、部会長代理に山口委員を推薦いたします。

○下風賃金指導官

ただ今御推薦いただきましたとおり、部会長に千田委員、部会長代理に山口委員とのことでありますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○下風賃金指導官

異議なしとの声がございましたので、部会長に千田委員、部会長代理に山口委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の専門部会の議事進行につきましては、千田部会長をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○千田部会長

部会長に選出されました千田です。慎重かつ円滑な審議に努めたいと思いますので、部会委員の皆様には御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、まず、専門部会の議事録の内容を確認していただく委員を指名したいと思います。

この兵庫の審議会では、専門部会も含め、公労使それぞれから代表して1名ずつの委員を決めて、その委員の方に議事録の確認を行なっていただくこととしています。

この最低賃金審議会の専門部会では、公益側委員については、部会長である私が議事録確認を行なうこととし、私が不在の場合には、部会長代理に議事録確認を行なっていただくこととしたいと思います。

それでは、労側、使側委員の議事録確認を行なう方について、それぞれ決めていた

だきたいと思います。

まず、労働側の委員は、どなたにされますか。

○堀井委員

堀井をお願いします。

○千田部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○伊藤委員

伊藤をお願いします。

○千田部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、私と堀井委員、伊藤委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、議題2の「兵庫県最低賃金の改正審議について」に移ります。

まず、本来であれば、中央最低賃金審議会の目安小委員会等で目安が示されて、それを参考にして兵庫地方最低賃金審議会において、特にこの専門部会において金額改正審議を行っていくこととなります。

事務局において、中央での目安審議の状況について説明をお願いします。

○安積賃金室長

一部、報道等がありますように、昨日、中央最低賃金審議会におきまして第5回目安に関する小委員会が開催されていました。

しかし、昨日の段階では、労使の主張になお隔たりがあるまとなっており、目安の答申までには至っていないという状況です。

そのことにより、引き続き、本日10時から第6回目の目安小委員会が開催されておりますが、本日中に目安の答申に至るかどうかは審議経過にもよりますので、現状では

不明であるということです。

このように中央で目安金額が示されていない状況ですので、当専門部会において各委員に改正金額審議を行っていただくのも困難なのではないかと考えております。

そのため、中央で目安が答申されましたら、事務局としましては速やかにその情報を入手し、各委員の皆様にも少しでも早くお伝え出来るように、直後の専門部会において伝達させていただきたいと考えております。

○千田部会長

ありがとうございました。

事務局から目安についての説明がありました。今年度は、現在、中央で目安答申されておらず、現在も審議中ということですので、中央での目安答申を待ちたいと思います。

事務局においては、今後の専門部会の中で、中央の目安の伝達をお願いしたいと思います。

また、中央の目安が出ているか出ていないかを問わず、次回の専門部会においては、労使それぞれから改正金額審議に臨むにあたっての基本的な考え方をそれぞれお伺いしたいと思いますので、労使委員はその準備もお願いします。

委員の皆様は、それでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

では、今後、公労使でしっかりと審議していき、共通の認識を持てる部分、認識が異なる部分等を整理していき、認識が異なる部分については、しっかり意見交換をして議論を深めていきたいと思います。

また、中賃の目安が示された後は、基礎調査結果の状況等を踏まえ、公労使の三者合意を目指して審議を進めていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

他に意見等はよろしいですか。

○各委員

(なし)

○千田部会長

では、議題（３）その他についてです。事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

はい。事務局よりお配りしています資料について補足説明をさせていただきます。

資料の 2 ページ目を御覧いただきますと、答申の公示日別の効力発生日一覧表を掲載しております。

その一覧表の中で黄色く塗っている部分が 10 月で一番早く発効した場合となり、8 月 5 日に答申されれば、10 月 1 日の発効となります。参考として、その下の 8 月 6 日答申の場合は最短で 10 月 2 日発効、8 月 7 日答申の場合は 10 月 3 日発効となります。

続いて、資料の 3 ページ目を御覧ください。

こちらは、兵庫労働局長からのお願いとなります。次の 4 ページ目以降に中央での目安小委員会での資料として、先般、閣議決定により総理から示された「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」を添付しております。

資料の 11 ページ目を御確認ください。

実質賃金、最低賃金の引き上げへの対応として、「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」とされております。

その他、資料 15 ページ目以降には、昨日 7 月 27 日に開催されました中央での目安小委員会での追加配布資料を添付しておりますので、今後の審議の参考にしていただけたらと考えております。

事務局からは、以上となります。

○千田部会長

事務局から資料の補足説明がありました。各委員、何か御質問等ありますか。

○各委員

(なし)

○千田部会長

では、最後に事務局から今後の日程等について、説明してください。

○安積賃金室長

では、次回の第 2 回専門部会につきまして、御案内をさせていただきます。

次回は、明日 7 月 29 日（水曜日）午後 1 時 30 分から開催とさせていただきたいと思います。

○千田部会長

今後の予定について、事務局説明のとおり開催してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

では次回第2回専門部会の開催は、明日7月29日午後1時30分から開催したいと思います。

続いて、本日の専門部会を含めて、次回以降の部会における公開、非公開の件ですが、昨年、「公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開する」として実施しているところです。今年も引き続き三者が集まって議論を行う場は公開していくことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、本日開催分も含めて、次回以降の専門部会についても原則公開したいと思います。

なお、公労、公使など二者以下での協議の場に関しましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合」等に該当すると考えられますので、そのような二者以下での協議の部分は非公開とします。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

この公開の件で、事務局から何か連絡事項等がありますか。

○下風賃金指導官

今後の傍聴に関して御説明したいと思います。

兵庫の最低賃金専門部会では近年、第2回目以降の専門部会も公開としております。

そのため、今年度における2回目以降の専門部会での傍聴の手続き方法について、事務局から簡単に御説明いたします。

2回目以降の専門部会につきましては、短期間にほぼ連日の開催となり、本審のように事前に一定期間の傍聴申し込み期間を設けての受付、通知までを行う時間がございません。

また、今年度につきましては、先ほど室長から説明がありましたように、中央最低賃金審議会での目安答申日が決定していない状況となっております。

このような状況で、次回、2回目につきましては、先程御確認いただきましたように7月29日午後1時30分からの開催を予定しており、こちらの開催通知につきましては、この専門部会終了後、ホームページに掲載する予定としております。

その後、3回目以降の専門部会につきましては、次回29日開催予定の第2回目専門

部会時に目安答申が出ていなかった場合は、目安答申後に、開催予定日時を一括で御案内させていただくことといたします。３回目以降の開催通知につきましては、中央最低賃金審議会での目安答申があった日にホームページ掲載予定とさせていただきます。

その際の具体的な傍聴手続きについてですが、昨年と同様に開催当日に開催時刻の 30 分前までに直接事務局に受付に来ていただいて申し込みをしていただき、希望者が多い場合はその場で抽選を行う形式といたします。希望者が多く、抽選を行った場合は、落選された方及び抽選後の来場者については傍聴不可とさせていただきます。

ただし、30 分前の受付締め切り時刻を過ぎても、希望者が少なく、傍聴席にも余裕がある場合についてのみ、部会開始の 10 分前までは、定員に達するまで先着順にて傍聴の受付を行う形といたします。

また、開催日、開催時刻については、部会の進行状況等により、急遽、中止、変更になることがありますので、十分御了解の上、御来場いただきたいと思います。

なお、今、申し上げました専門部会の傍聴の手続き方法については、今回のように開催日程が連日となる場合のみとし、本審や傍聴申し込み期間に余裕がある専門部会につきましては、これまでどおり事前に申し込みいただく方法での傍聴手続きにて準備をさせていただきたいと思います。

この手続き内容につきましては、ホームページに掲載する開催通知にも記載を予定していますので、詳細につきましてはそちらを御確認ください。

次に、先ほど部会長からも御説明をいただきましたが、各委員の方におかれまして、公労、公使など二者以下での非公開に協議する必要が生じた際には、ここ第 3 共用会議室の他に別途会議室を御用意しておりますので、それぞれ打合せが必要になった場合は、事務局にお声掛けをいただきたいと思います。その際、傍聴の方は、ここ第 3 共用会議室に待機していただくこととなりますので御協力をお願いいたします。

また、部会を一時休会する場合や、その他状況に応じて、傍聴の方に部屋を移動していただくこともございますので、その際には事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。休会時や待機中に退席等される事も可能ですが、その際は事務局に必ずお声がけいただくようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○千田部会長

そのほか、各委員においては、何か連絡事項はありますか。

○各委員

(なし)

○千田部会長

それではこれで、本日の部会はこれで終了します。

どうも御苦勞様でした。

○各委員

ありがとうございました。

千田 直毅

堀井 説也

伊藤 敦